

交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の 取扱いについて（学部）

（最近改正）平成 25 年 12 月 18 日

阪急・阪神電鉄（2社とも）又は J R 西日本の交通機関がスト等のため運休した場合、若しくは、神戸市に警報（ただし、暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報（以下「気象警報」という。）が発令された場合は、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

1. 午前 6 時までに交通機関が運行し、又は、気象警報が解除された場合
1 時限目の授業から実施する。
2. 午前 10 時までに交通機関が運行し、又は、気象警報が解除された場合
3 時限目（午後）の授業から実施する。
3. 午後 3 時までに交通機関が運行し、又は、気象警報が解除された場合
5 時限目の授業から実施する。

（注）

1. 気象警報は「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
2. 研究指導等少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。
3. 休講になった授業（学期末試験）の取扱いについては、別途掲示する。

この取扱いは、平成 25 年 12 月 18 日から実施する。